



精神科看護管理ニュース

Vol. **44**

発行 日本精神科看護協会

2019/05/20

1 厚生労働省に令和2年度診療報酬改定に関する要望書を提出しました

4月24日に吉川副会長と草地業務執行理事が厚労省を訪問し、保険局医療課の森光敬子課長と社会・援護局障害保健福祉部、精神・障害保健課の得津馨課長宛に、令和2年度診療報酬改定に関する要望書を提出しました。要望内容は以下の通り。

要望書の内容

1. 再発リスク要因を有する患者等に対する外来看護の取り組みの評価

1) I002-2 精神科継続外来支援・指導料の算定要件の見直し

再発リスク要因を有する患者等に対して、外来看護による地域における療養上の指導等の評価ができるように、精神科専門療法に関する同一日の算定要件の見直しを行う。

2) I002-2 精神科継続外来支援・指導料の評価方法の見直し

再発リスク要因を有する患者等に対して、専門知識・技術を備えた看護職員が、電話による患者の地域生活や社会復帰に向けた援助、指導を行なった場合の算定要件の見直しを行う。

3) I002-2 精神科継続外来支援・指導料の評価方法の見直し

再発を繰り返す患者もしくは再発ハイリスク要因を有する患者等に対して、専門知識・技術を備えた看護職員が治療継続等に関する指導等を行う場合の評価を創設する。

2. 栄養サポートチーム加算について、一般医療と同等の仕組みの評価

1) A233-2精神病床における栄養サポートチーム加算の創設

精神病床においても低栄養状態や特別な栄養管理を必要とする患者に対して、栄養サポートチーム加算が算定できるように、施設基準の見直しを行う。

3. 精神科病院における認知症患者への多職種チーム介入の評価

1) A247 精神病床における認知症ケア加算の創設

①多職種からなる認知症ケアの専門チームを配置して、認知症の改善及び悪化を予防するとともに身体拘束を防ぐ取り組みを評価する。

②多職種からなる認知症ケアの専門チームを配置して、認知症の改善及び悪化を予防するとともに、安全なケア提供体制を整える場合に評価する。

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

2

「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」について

日本看護協会より、「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」を日精看会員にも情報提供してほしいといった依頼を受けましたので、以下にご提供いたします。

<http://ur0.link/WR8e> ←「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」

3

日精看はNursing Nowキャンペーンの実行委員として協力しています！

Nursing Nowキャンペーン実行委員会は、Nursing Nowキャンペーンを日本国内において広く実施するにあたり、30団体の参加、13団体の後援のもと、2019年5月11日（土曜日）に発足し、2020年12月末まで活動を行っていきます。

-
- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
 - 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
 - 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
 - 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034